

2-1.ハイブリッド自動車等の静音性対策について(UN-R138 関係)

- 適用範囲

- 電力により作動する原動機のみによる走行が可能な自動車(※1)

※1 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。

- 改正概要

- 上記自動車に備えることとされている車両接近通報装置について、運転者がその作動を停止させることができる機能の搭載を禁止する「静音性車両に係る協定規則(第138号)」の改訂(01シリーズ)が国連自動車基準調和世界フォーラムで採択されたことを受け、今般、同規則を採択し、これに基づく認証の相互承認を可能とします。

※ 道路運送車両の保安基準においては、改訂版協定規則第138号(01シリーズ)と同等の要件が既に規定されており、技術的な要件の変更はありません。

- 改正時期(予定)

平成 29 年 10 月

- 適用時期(予定)

平成 29 年 10 月